

水質汚濁防止法に基づく亜鉛含有量の暫定排水基準の見直しについて

1 背景

- 全亜鉛については、公共用水域の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の項目として、水生生物の保全の観点から、平成 15 年 11 月 5 日に新たに基準値が設定された。
- これを踏まえ、環境基準の維持・達成を図るため、平成 18 年 12 月 11 日より水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）に基づく亜鉛含有量の排水基準を 5mg/L から 2mg/L に強化している。
- この際に、一般排水基準を直ちに達成することが困難であると認められる業種（10 業種）に対して暫定排水基準を設定した。
- その後、5 年ごとに各業種における取組の状況及び排出実態等をもとに、暫定排水基準の適用業種及び基準値の見直しを実施し、一般排水基準への移行を進めている。現在は、平成 23 年 12 月の見直しにより、3 業種（金属鋳業、電気めっき業及び下水道業）に対して平成 28 年 12 月 10 日を適用期限として暫定排水基準を設定している。

2 改正案

現行の暫定排水基準を 5 年間（平成 33 年 12 月 10 日まで）の適用期限で延長する。（中央環境審議会水環境部会を経て平成 28 年 11 月公布予定）

表 亜鉛含有量に係る暫定排水基準の改正内容

(単位：mg/L)

業種	現行	改正案
	適用期間 H28. 12. 10 まで	適用期間 H33. 12. 10 まで
・金属鋳業 ・電気めっき業 ・下水道業（金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件*に該当するものに限る。）	5	5

※ 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 2 を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i \div Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1 日につき立法メートル）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）